

介護保険法の改正への対応について

1 経緯

平成23年5月2日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、同年6月22日に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。これらの中で、介護保険法等について所要の改正が行われ、これまで介護保険法で定めていた指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項や厚生労働省令（以下「省令」という。）で定めていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準は次の3つの類型に分けられ、類型に沿って地域の実情等を勘案した上で、市の条例として定めることになりました。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

3つの類型のうち、「従うべき基準」及び「標準」に分類された省令の条項については、省令どおりとして条例を作成し、「参酌すべき基準」に分類された省令の条項については、市として必要となる内容を追加して条例を作成します。条例は、平成25年4月1日までに施行することとされており、本市においても平成24年度中に制定業務を進めるものです。

平成24年9月18日から同年10月17日まで条例制定に関するパブリックコメントを実施しましたところ、2件の意見を頂きました。

2 パブリックコメントでの意見

(1) 地域密着型介護老人福祉施設の多床室の整備を考慮すること。

- (2) 地域密着型介護老人福祉施設の入所定員の２９人以下について、諸情勢の変化に伴い地域の実情に沿っているか検証し、必要に応じて条例を改正する旨の条項を加える必要があること。

3 条例制定の内容

現在、介護保険法に定められている指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項、省令の基準として定められている「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」について、追加すべき事項及び市の独自基準を明記して市の条例として制定します。

4 追加すべき事項

(1) 全サービス共通

介護保険法第７８条の２第４項及び第１１５条の１２第２項において、地域密着型サービス事業及び介護予防地域密着型サービス事業の申請者が市町村の条例で定める者でないときは、地域密着型サービス事業者及び介護予防地域密着型サービス事業者の指定を行ってはならないとされています。市町村の条例で定める者について、介護保険法施行規則では法人であることと定められていますので、事業者の法人格について条例に追加して定めます。

省令の内容（参酌すべき基準）	追加すべき内容
規定なし	指定地域密着型サービス事業者は、法人格を有するものとする。
規定なし	指定地域密着型介護予防サービス事業者は、法人格を有するものとする。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

これまで介護保険法で定められていた地域密着型介護老人福祉施設の入所定員数は、条例で２９人以下の数を定めることになりました。これまでの定員数を地域の実情に沿った適正なものとして条例において定めます。

省令の内容（参酌すべき基準）	追加すべき事項
指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員を２９人以下とし、

超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員を29人以下とし、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

5 市の独自基準

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ユニット型施設を基本に整備を進めてきましたが、パブリックコメントで頂いた意見や三重県の条例案も考慮し、従来型施設の整備も可能となるよう居室の定員について省令とは異なる基準を条例において定めます。

省令の内容（参酌すべき基準）	市の独自基準
1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。	1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者のプライバシーに配慮した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行うことが可能な場合は、4人以下とすることができる。 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護

現在の省令では、訪問系サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護において、非常災害時における対応方法が明記されていないため、三重県の条例案、今後の防災体制等を考慮し、当該サービス事業者が定めるべき運営規定の項目を条例に追加して定めます。

省令の内容（参酌すべき基準）	市の独自基準
項目なし	非常災害時における対応方法

6 今後の対応

次の条例の制定についての議案を平成25年第1回津市議会定例会へ提出する予定です。

- (1) 津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

○介護保険法（抜粋）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第 7 8 条の 2 略

2 ～ 3 略

4 市町村長は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第 6 項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第 6 号の 2、第 6 号の 3、第 1 0 号及び第 1 2 号を除く。）のいずれかに該当するときは、第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2) ～ (12) 略

5 ～ 1 1 略

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）

第 1 1 5 条の 1 2 略

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2) ～ (12) 略

3 ～ 7 略